平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 5 回会議要旨

<開催日>

平成25年7月11日(木)

<場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員(5名)

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局(3名)

中山行政管理課長、三枝主査、担当1名

説明者(4名)

道路課長、みどり公園課長代理、生活環境課長、環境対策課長

<開会>

【部会長】

第5回外部評価委員会第1部会を開会します。

本日は、前回に続き経常事業のヒアリングを実施します。

対象となる事業は、経常事業 359「水防対策」、482「路面下空洞調査」、485「私道整備助成」、427「公衆便所の維持管理」、430「ポイ捨て防止ときれいなまちづくり」、429「測定調査」、以上の6事業となります。

まず、359「水防対策」、482「路面下空洞調査」、485「私道整備助成」について、道路課へのヒアリングを行います。よろしくお願いします。

<委員紹介>

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けています。この第 1 部会の テーマは、「まちづくり、環境、みどり」です。

平成24年度より、経常事業評価の本格実施が始まりまして、今年度で2年度目となります。外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した経常事業のうち「経常事業評価I」である98事業の中から、69事業を抽出して評価することとしています。なお、外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

本日は、1つの事業につき、事業の体系と内容の説明 10分、質疑 10分、調整時間 5分の計 25分の想定でヒアリングを行います。質問が終了しなかった場合、追加で文書による質問をすることがあります。

では最初に359「水防対策」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

最初に、この事業の区の施策における位置づけについてご説明します。

まちづくりの基本目標の 1 つ「Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」を実現するための個別目標の1つとして「3 災害に備えるまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の 1 つに「① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」があります。359「水防対策」は、この基本施策のもとに、神田川、妙正寺川の水位、雨量の観測情報を迅速にホームページや携帯端末に公開するほか、消防署と連携した水防演習や、「東京河川改修促進連盟総会」への参加、雨水流出抑制施設設置の促進などを行うために展開している事業です。

水防資器材の備蓄や水防訓練の実施や河川水位や雨量を監視により水害等に備えること、 及び雨水流出抑制施設の設置指導などにより水害に強いまちづくりを推進し、公共の安全 を確保することを目的とした事業です。

事業手法としては、土のうなどの水防資機材の備蓄を行うため、材料の購入等を行っています。また、消防署等との合同の水防訓練等を実施しています。さらに、施設への雨水流出抑制対策等の推進として、建物の新築、改築に際して、雨水の貯留、浸透施設の設置を指導しています。また、水位警報装置の維持管理として、区内に設置した水位警報装置の保守点検を委託により実施しています。

事業の方向性としては、今後も区民等の安全確保と水害の被害軽減のために本事業に取り組んでいきます。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問等のある方はどうぞ。

【委員】

雨水というのは、基本的にはどこに流れるのですか。道路の排水に行くのでしょうか。

【説明者】

道路に降った雨は、雨水ますという道路の脇に設置されたL型側溝から下水本管に入っていきます。最終的には、雨水と汚水が合流して、下水道局の処理場を経由して河川のほうに流れる形になっています。

ただ、大雨時は処理場で処理しきれないことがありますので、一部河川のほうに直接流れることもあります。

【委員】

道路の舗装について、車で走っていると水をはねてしまうような舗装の仕方と、水が浸

透していくような舗装の仕方があると思いますが、区では側溝に全部入れるような形なのですか。

【説明者】

区でも、歩道と広幅員でない道路に関しては、下水本管に流すというルートではなくて、 土の中に浸透させる透水性舗装を実施しています。また、水害があった地域等を選定して、 そういった施策を実施しています。

【委員】

このところ、短時間、突発的、局地的に激しく雨が降ることがありますよね。1時間当たりの降水量としては、どのくらいの処理能力を予定しているのでしょうか。

【説明者】

豪雨対策として、平成 29 年度までに時間雨量 55 ミリの降雨に耐えられるよう整備をしていこうという目標を東京都等と各区が立てています。河川、下水で 50 ミリ、浸透とか貯留で 5 ミリ、合計で時間 55 ミリを目指していますが、まだまだ河川も護岸改修を実施しているところで、50 ミリ対応に向けた改修の途中です。

ただ、河川の整備や下水道の整備によって、一時的に時間 50 ミリ以上降っても水害等による被害の出ない状況は、できてきていると実感しています。

【委員】

何年か前に神楽坂あたりで、確か時間80ミリを超える集中豪雨があったときに「50ミリ 対応では間に合わないのではないか」という意見も出ましたが、どのようにお考えですか。

【説明者】

まずは河川や下水の工事による 50 ミリの対策を実施しようと考えています。また、東京都も貯留施設をつくるといった豪雨対策を先行して実施するなど、早く 50 ミリ以上の対策を実施していきたいというスタンスには立っています。なので、55 ミリの対策で十分ということではなく、それ以上の整備も必要だという形で進められています。

【部会長】

どのように進められているのですか。

【説明者】

主には河川改修です。川をある程度深くしたり、幅を広げるといった護岸の改修工事をしまして、水の通る断面を広げる形で河川改修が進められています。既に区内の 7 割以上が整備されています。それから、下水道に関しても、下水道の幹線を新たにつくったり、貯留できる管を設けるといったことを実施しています。他にも、川でいえば遊水池などを区内に一部整備することで、一時的に水をためることのできるよう、東京都が工事を行っています。

【委員】

土のうについてですが、区道ではなく、私道に置くための貸出しなどはしているのでしょうか。

土のうは、区内に 20 数か所の置場を設けて設置しています。必要なときには出張所等でお配りしたり、事前に区へ情報をいただいていれば、取りに来てもらう形になりますけどもお配りしています。

【委員】

予算事業 359-2「水位警報装置の維持管理」について、サイレンを設置しているとあるのですが、どのぐらいの水位になったらサイレンが鳴ることになっているのですか。

また、サイレンが鳴った後の住民への避難誘導などは、どこが監督しているのですか。

【説明者】

警戒の水位になるとサイレンが鳴ります。避難の指示とか誘導というのは、みどり土木 部だけでなく全庁で対応します。総合的な調整は区長室危機管理課が行い、避難勧告など を出す形になっています。

【委員】

水位警報装置の維持管理というのは、定期的にメンテナンスや保守点検等を行っている のですか。

【説明者】

水位観測局、雨量観測局それぞれ年間2回の点検を行っています。

【部会長】

先ほども話題になりましたが、近年突発的な豪雨による被害が全国的に問題になっています。新宿区ではそういった被害はあったのでしょうか。また、そのときの雨量はどのぐらいだったのでしょうか。

【説明者】

今年度で申しますと、25 年度早々の4月に、早稲田鶴巻町で一部被害が出ました。まだ原因等は究明中です。一部下水道の幹線工事をしていた現場付近でしたので、工事との関連性等を下水道局のほうで確認をしている段階です。

雨量としては、資料はないのですが、たしか時間 30 何ミリだったと思います。ただ、これは時間ですので、瞬間的にはこれよりずっと激しく降ったものと思います。

【委員】

物資の購入や水位警報装置のメンテナンスを行う業者というのは、入札で選定している のですか。

【説明者】

物資の購入等については、見積もりで安いところにお願いしています。水警報装置は、 機械自体を入れているメーカーがいますので、そこに対し特命随意契約を行っています。

【部会長】

整備、維持管理等を行うハード系の事業と理解しましたが、この事業をご担当されている毎年0.5人の職員の方は、どのようなお仕事をされているのですか。

主に水防資機材の購入、水位警報装置の点検などを担当しています。それから、ハザードマップ等による危険な区域等に関する情報提供も行っています。

それから「雨水流出抑制対策」ということも実施しています。建物、施設を建築する際にも、道路の透水性舗装と同じように、植栽を設けたり、浸透させるトレンチ管という管を敷地の建物の周りにつくってもらって、なるべく雨水を浸透させることが効果的なので、そういったことを建築の際にやってもらえるよう、調整を行っています。

なお、実際に水防活動等が発生した場合には、道路課を中心にみどり土木部の職員、あ とは規模が大きくなれば全庁で対応することになりますが、そういった職員はこの 0.5 人 には含んでいません。

【委員】

内部評価の「事業目的」に「河川水位や雨量情報を常時監視する」とあるのですが、こ ういった情報の統計や公開などもそちらでされているのでしょうか。

例えば新宿のどのあたりで非常に雨量が多くなっているとか。

【説明者】

今どれぐらいの雨が降っているとか、河川の水位がどれぐらいかという水位自体のオンタイム情報はホームページで皆さんご覧になれます。それから、統計的な情報は、道路課でまとめた情報をさらに危機管理等でまとめて、水害統計として数字的に整理しています。

【部会長】

359「水防対策」については、他にはよろしいですか。

では続いて482「路面下空洞調査」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず区の施策における位置づけについてですが、まちづくりの基本目標の1つに「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」があります。これを実現するための個別目標の1つとして「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」があり、さらにこの個別目標を実現するための基本施策の1つに「③ 道路環境の整備」があります。路面下空洞調査は、この基本施策のもとに位置づけられている、防災上重要な路線や救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査する事業です。

事業の目的は、区道の路面下の空洞状況を把握することで、重大な被害をもたらす陥没 を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保することです。

事業手法としては、防災上重要な路線や救急病院周辺、バス路線等を中心として、レーダー探査機による区道の路面下の調査を、委託により行っています。

事業の方向性としては、道路陥没を未然に防ぐことができる道路管理上効果的な事業で あるため、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。 以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問をお願いします。

【委員】

道路が空洞化する原因というのはどのようなものなのでしょうか。

【説明者】

多いのは、下水道の管の老朽化や損傷による水漏れです。

【委員】

ガスや電気、下水道等の工事により掘り返した道を埋め戻したときの工事の検査とか指導はされているのでしょうか。

【説明者】

企業者の工事による埋戻し等は、舗装の構造等も決まっていますので、実施の状況なんかを写真等で撮影してもらい、それを確認して、舗装厚、実施状況等を確認しています。

【委員】

写真だけでは、どのぐらいの圧力で、どのくらいのアスファルトを埋めたのかはわかっても、実際の密度はわからないのではないでしょうか。

【説明者】

施工する際には転圧機等がありますので、そういったところも確認はしています。

【委員】

空洞がないか、実地での検査はされないのでしょうか。

【説明者】

この事業では、区内の全区道を対象にはしていませんが、重要な路線に関して路面下の 空洞の調査をしています。

また、区民の方から「道路がくぼんできた」といった情報が区に寄せられたときには、 現場を確認、調査します。路線調査や空洞調査など、できる限り様々な調査をして、原因 がわかればそこを掘り直して舗装をやり直すこともあります。

【委員】

現在区道の何%ぐらいが空洞になりつつあるとか、そういうった予測はできるのですか。

【説明者】

どこに空洞があるだろうといった予測は、調査実施後でないとわかりません。

【部会長】

空洞調査はいつ頃からやっているのでしょうか。

【説明者】

事業自体は、試験的な調査も含めて平成7年ごろから実施しています。

【部会長】

全区道を調査しているわけではないとのことですが、大体どのくらいの距離をやっているのですか。また、毎年どの程度をやっているのでしょうか。

【説明者】

区道は全路線で 300 キロ弱ありますが、その中で、調査の対象となっている重要な路線等は、車道約60キロ、歩道約60キロで総延長上は130キロ程度になると思います。ただ、調査の仕方によっては上り線、下り線といった測り方等もしますので、毎年の調査実施延長は、対象路線の延長と違ってきます。

これを1年間で全て調査することはできませんので、4年に分けてローテーションで実施 しています。また、先ほどもご説明したとおり、危険性などが指摘された道路などに路面 等の調査を実施する際、資機材が通れるときなどにあわせて実施する場合もあります。

【部会長】

130 プラスアルファが対象で、130 については4年のローテーションでやるということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

1キロ調べるのに時間はどのぐらいかかるのですか。

【説明者】

車道であれば、時速30キロとか40キロで、車で調査します。

【委員】

走りながら調べるのですか。

【説明者】

はい、そうです。走りながらデータを送れる形になります。

ただ、歩道は当然車では走れませんので、小さい台車みたいな機械で調査しています。

【委員】

それは水漏れも検査できるのですか。

【説明者】

空洞を発見するものなので、水漏れにより空洞になっていれば空洞は発見できる形です。

【委員】

調査は主に夜やるのですか。

【説明者】

基本的に車道は昼、歩道は夜に実施していますが、昼も実施できる歩道については実施しています。

【委員】

昨年度はどの程度の実績がありましたか。

【説明者】

24年度は、車道54.3キロ、歩道56.9キロを実施しました。

発見された空洞に関しては、大きさなどの違いはありますが34件でした。年度によって 差はありますが大体毎年度40か所程度です。なお、空洞を発見しても、穴が小さいとか、 舗装がかなり厚くてまだ影響がない箇所もありますので、全て補修しているわけではあり ません。

【部会長】

24年度末の陥没発生件数が34件とのことですが、平成7年度から事業を始めてだんだん減ってきているのでしょうか。

【説明者】

今、手元にあるのが20年からのデータですが、その間は30から40か所がほとんどです。

【部会長】

事業の目標としては、それを減らしていきたいとお考えなのですね。

【説明者】

はい。

【委員】

先ほど、下水の水漏れが大きな要因とのご説明がありましたが、24 年度に発見された34 件のうち、この水漏れによるものは何件程度あったのですか。

【説明者】

細かい調査はしていませんが、34か所全て同様の原因と認識しています。

【委員】

補修工事をする、しないという判断は、どのようにやっているのですか。

【説明者】

区でマニュアル等を定めていまして、空洞の大きさ、舗装の厚さ等から現在危険かどうかを調査しています。

なお、路面が大きく変異しているようなところについては、かなり危険な部分がありま すので、早急に実施しています。

【委員】

その工事費用は区の負担なのですか。

【説明者】

原因者がわかった場合には、原因者に工事を実施してもらうこともあります。多くの場合は企業者です。

【部会長】

483 について、他にはよろしいでしょうか。

では続いて485「私道整備助成」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区の施策における位置づけについては、先ほどの 483 と同様、基本施策の 1 つ「③ 道路環境の整備」のもとに位置づけられています。区内の私道所有者等が私道を補修する場合に、助成金を交付する事業です。

事業の目的は、私道の舗装や排水設備の必要かつ適正な整備を促進することで、通行の 安全や良好な住環境を確保することです。

事業手法としては、区内の私道所有者等が舗装、排水設備工事の私道整備を行う際に、助成金として区が算定する工事費の80%を交付します。

事業の方向性としては、私道の舗装、排水設備機能の確保は区民生活に欠かせないものであることから、継続していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

助成を受ける条件はありますか。

【説明者】

舗装と排水で共通の条件としては、幅員が 1.5 メーター以上の道路であること、また、 舗装工事については、道路の一端以上が私道や公道に接続していること、排水に関しては、 2 系統私道上に入っている箇所がある場合には1 系統にまとめること等が条件になります。 それから、地権者の方々の同意、沿道の方々の同意が条件です。あと、一戸で利用され ている道だと対象にならず、2 戸以上の家屋があることも条件です。

また、路線内の一部を補修するだけの場合には所有者等で行っていただきます。

【部会長】

この事業と、いわゆる「42 条 2 項道路」(以下「2 項道路」という) との関係について、 建替えなどの際、道路を拡幅しなくてはいけないという 2 項道路の整備と、この事業はど のようにリンクしているのでしょうか。

【説明者】

道路課で行っている私道整備には 2 項道路もございます。そういった場合については、 その私道に面した建物を建て替える際などに、細街路の整備等との調整を行ったり、また、 既にセットバックは済んでいるけど道路の形になっていない場合などにも、この助成を使って一緒に拡幅するといった調整をしています。

【部会長】

そうすると、私道整備助成は道路課が、2項道路は建築関係の所管がやっていると思うのですが、お金はどっちから出るのでしょうか。

【説明者】

もともと建物自体は下がっていて道路状になっていなければ、道路課のほう助成金でL

型を入れ替える形になろうかと考えています。実際、ちょっと建築がタイミングが合って 私道の舗装もするといった場合に、更地状になって L 型が下がった状態であれば 2 項道路 の所管と調整し、助成金等も一括して使ってもらって道路状に整備できる形で考えていま す。

【部会長】

一括というのは、こちらでやられるということですね。

【説明者】

道路課のほうですね。

【委員】

内部評価の活動実績をみると、助成の申請数と活動実績が同じなのですが、これは事前 に精査してから申請するからこうなっているのでしょうか。それとも、申請そのものはも っとあるのでしょうか。

【説明者】

委員ご指摘のとおり、ある程度条件が整ったところで申請になります。工事できる案件に関しては、先ほど申しましたように、沿道の方々の同意や所有者の同意が条件になりますから、そこまで至っていない相談の段階というのもありますが、活動実績欄に記載しているのは、実際に沿道の方々などとの調整ができて実施した数になっています。

【委員】

では相談までで申請までには至らないケースというのもあるわけですね。

【説明者】

はい。ご相談内容としても「あと一歩なんだけど一部の同意がなかなかとれない」といったものもあります。そういった同意なり、ほかの条件が合わなくて相談で止まっている 事例はあります。

【委員】

相談だけでなく、そういう調整の仲立ちをするようなことはないのですか。

【説明者】

基本的には地域の方々が中心となってご調整していただきますが、区が一緒にご説明する場合もあります。

【委員】

救急車等の緊急自動車が入れないような道もありますから、防災上とか防犯上の観点からも、そういう調整も必要かなと思いますね。

【部会長】

私道の延長というのはどの程度ですか。

それから、29 年度の目標が「私道舗装助成を年間 24 件」「私道排水設備改良助成を年間 19 件」となっているのですが、この目標数はどのような理由から設定したのでしょうか。

【説明者】

私道の延長は約100キロです。

目標値は、過去の実績等を参考に設定しました。

【部会長】

未整備の私道というのは、大体何割ぐらいなのでしょうか。

【説明者】

区のでは、何割といった細かいところまでは把握していません。

【委員】

この助成金は、どのようにPRしているのですか。

【説明者】

ホームページやパンフレット等でPRを行っています。

【委員】

助成の割合が、以前 90% だったものが 80% になったように記憶しているのですが、今後 も区の財政状況によって減っていく可能性はあるのですか。

【説明者】

委員ご指摘のとおり 90%だったことありました。受益者負担の視点から 8 割が適正だろうと考えていますので、現在のところ減額は考えていません。また、今の時点で少ないとか多いといったご意見も来ていません。

【委員】

基本的には住民からの要望で行うものだとは思いますが、ここはどうしても整備しなきゃいけないということで、区から実施を指導、勧告などすることはできないのでしょうか。

【説明者】

私道自体が区の所有ではありませんから、やはり所有者とか沿道の方々に進めていただ かないと、区からこうしなさいというのは、なかなか言いづらいと考えています。

【委員】

そうですよね。実際に整備が全然進まなくて、応急処置ばかりやっているところもあります。なにかいい方法が見つかればいいのですが。

【委員】

この事業の目的は、拡幅するとか整備するとかじゃなく、舗装なり排水設備改良によって、現状をよくするということなのですよね。

【説明者】

はい。基本的には排水設備と舗装の維持管理になりますので、拡幅等を行うための事業ではありません。ただ、先ほど申しましたように、2項道路で下がるようなところがあれば、そこの箇所と調整して舗装等は実施していきたいと考えています。

【委員】

調整するところはどこなのですか。

【説明者】

建築調整課と調整を行います。

【部会長】

この助成金が90%の補助だったのは、いつまでですか。

【説明者】

平成11年度までです。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。 では道路課へのヒアリングは以上になります。 ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では次に 427「公衆便所の維持管理」について、みどり公園課へのヒアリングを行います。 <委員紹介・趣旨説明>

では最初に事業内容のご説明をよろしくお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

まず、区の施策におけるこの事業の位置づけについてですが、まちづくりの基本目標「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別の目標「1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を実現するための基本施策「③ 良好な生活環境づくりの推進」に位置づけられた事業です。

現在、区内に23か所ある区立の公衆便所を維持管理することで、広く区民の方や来街者が公衆便所を安全で快適に利用できるようにすることを目的とした事業です。

事業の手段としては、清掃とメンテナンスを含めた修繕の2つです。

主に委託により行っています。経費としては委託経費と工事請負費が大きなものです。 予算事業としては、427-1「清掃委託」と 427-2「維持管理」の 2 つから構成されています。

「清掃委託」は、事業名のとおり公衆便所の清掃を委託で行うものです。23 か所の公衆 便所を、基本的には1日1回、利用頻度の多いところでは1日4回清掃します。利用頻度 の多い公衆便所というのは、新宿駅西口の地下にある西口地下第一公衆便所、新宿駅東南口にある公衆便所、及び四谷駅前の公衆便所です。いずれも駅に近接している関係で利用者が非常に多く、特に西口地下第一公衆便所は、1日の利用者が約1,300人と、ずば抜けて多い公衆便所となっています。事業経費については、平成24年度ベースで2,244万2,000円で、全て委託経費です。なお、新宿駅西口の公衆便所については、地下に汚水槽のほか

ポンプも整備していまして、こちらの清掃業務もこの中に含まれています。

「維持管理」は、公衆便所の光熱水費のほか、トイレットペーパーや維持修繕に関する事業で、事業経費は平成24年度ベースで2,097万7,000円でした。トイレットペーパーに関しては、利用頻度が高いところ及び改修等により新しくなったところを中心に、現在8か所に置いています。

事業の方向性としては、当事業は、都市にとって重要なインフラの 1 つである公衆便所を適切に維持管理するために必要不可欠なものと考えています。また、東日本大震災以降、特に公共のトイレの必要性、重要性が非常に高まっています。みどり公園課では、トイレの改修等の機会をとらえて、災害時も利用できる機能だとか、ソーラー発電設備やLEDの照明等の、環境に配慮した省電力化といった取組もあわせて検討・実施していきたいと考えています。

協働の視点としては、公衆便所の清掃は、基本的には区が実施しますが、公園サポーターといった方々のご協力が得られる場合は、プラスアルファとして活動していただくことなども考えています。

区では、本日お手元にもお配りした「清潔できれいなトイレづくりのための指針」を平成21年4月に作成し、公衆便所及び公園のトイレの利用実態や今後のあり方、維持管理の方向性について定めました。現在もこれに基づき、施設整備や管理運営を行っています。また、「新宿公園・児童遊園MAP」に、公衆便所や災害用トイレ等、トピックスとして、様々な取組を挙げています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

では、私から質問させてください。公園のトイレと公衆便所は違うのですか。

【説明者】

違います。公園の中にあるトイレは、この事業の対象ではありません。

【委員】

地図などに掲載されるトイレのマークというのは統一されているのですか。

【説明者】

JISの規格等でピクトサインという形では決まっています。男女のほか、車椅子用などについて、形や色等が規定されています。現在改修を進めているところについては、その基準に従ったピクトサインをつけています。

【委員】

「新宿公園・児童遊園MAP」には、そのマークが使われていないようなのですが。

【説明者】

公園全体を概略的にお知らせするものなので、細かいところまで行き届いてないものに

なっているかもしれません。

【委員】

せっかく作ったのにもったいないですね。

【説明者】

次回までに検討します。

【委員】

観光地にその場所にあったトイレが設置されていることがあるように、トイレというのは単に排泄だけを考えるのではなく、周辺の環境や空間に合っているかまで考えたほうがいと思います。これから公衆トイレを整備する際に、外観等の環境も考慮すれば、利用も促進されるのではないでしょうか。また、そういった取組を周知することも必要だと思います。

【説明者】

改修等の際にはご意見を参考にしたいと思います。

なお、この事業のほかに、改築を目的にしている事業がありまして、先ほどご説明した「清潔できれいなトイレづくりの指針」を受けて、21年度以降、年平均2か所から3か所程度ずつ建てかえ等を行っています。その際には、通風、採光と、外観を十分に配慮して、明るく清潔で入りやすい雰囲気になるよう改築を行っています。

【委員】

そうですね。きれいで明るければ犯罪も少なくなると思います。

【部会長】

改築を行う事業というのはどのようなものですか。

【説明者】

計画事業 53「清潔できれいなトイレづくり」になります。ただ、この事業では公園トイレと公衆トイレを両方行っているのですが、公園トイレのほうが大体 125 か所と圧倒的に多いため、割合としては公園トイレのほうが多くなっています。この 4 年間で公衆トイレは1か所建てかえる予定です。

【委員】

内部評価によると、公衆便所は平成 23 年度に 25 か所から 23 か所に減ったようですが、 これはなぜなのでしょうか。

【説明者】

1つは大京町の四谷第六小学校脇にあったトイレについて、老朽化が進んでいて、地元からも「汚い」「犯罪の温床にもなりかねない」といったご意見をいただいたこと等により廃止しました。

もう 1 つはコズミックスポーツセンターのところにあったトイレについて、明治通りに面したところにあったのですが、ホームレスが立てこもってほかの方にご迷惑をかけるといったトラブルがありましたので廃止しました。

【委員】

影響はなかったのですか。

【説明者】

コズミックスポーツセンターなど、近くに入れるトイレ等があったためか、大きな影響はありませんでした。

【委員】

トイレットペーパーを設置してないところについては、表示等はあるのですか。

【説明者】

中央公園等一部には表示をしていますが、全て表示しているわけではないので、ご利用者の方から「不親切ではないか」といったお声もいただいています。

【委員】

そうですよね。特にお子さんが多く利用するようなトイレについては、もう少し親切に 管理してあげるといいかなと思います。

【説明者】

ご意見ありがとうございます。

【部会長】

自販機みたいなのがありますよね。ああいうものを付けるというのもありますよね。

【説明者】

トイレットペーパーの設置については、区によってもいろいろ違う状況にあり、様々な考え方があります。なにぶんお金もかかりますので、現在設置している 8 か所の状況を見ながら検証しています。

【委員】

トイレットペーパーを設置しないのは、持っていかれてしまうからですか。

【説明者】

そういった理由もあります。それから、1回火をつけられる事件が発生したことも理由です。

【委員】

8か所に決まった理由というのは何ですか。

【説明者】

特に利用頻度の多いところをピックアップしました。

【委員】

清掃は1日1回とのことですが、近所のトイレでは日に複数回清掃していることも、逆に全く見かけないこともあるように感じています。どのようにチェックをしているのですか。

【説明者】

委託事業者が、作業計画を作成しています。時間は場所によって様々なので、あまり人

のいない時間にやっているところもあると思います。

日に複数回というのは、例えば「汚れている」といった苦情や連絡を受けて、急きょ行ってもらう場合などが考えられます。基本的には我々がしっかり監督する部分なので、委託業者の判断でやったりやらなかったりということは考えにくいです。

【委員】

どのような方法で監督しているのですか。

【説明者】

作業計画を基にした日報が上がってきますので、それをチェックしています。そのほか 写真などによる確認も行っています。

【委員】

最近のデパートなどではトイレに「誰が何時何分に掃除した」といった表示が出ていますよね。トイレがすごく清潔だと、店の印象も良くなりますから、気を遣っていることの表れだと思います。区でもこうした取組を参考にすれば、区民にも、区がいつも清潔にしてくれていることが伝わるのではないでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、現在のところそういう表示はしていません。貴重なご意見だと思います。私たちにとっても、よりわかりやすくなると思いますので検討します。

【部会長】

公園サポーターとの協働というお話がありましたが、トイレという区民にとっても身近なものについては、もっと周りの人をまき込むようなことがあったほうがいいと思います。 自治会、町内会などは、例えば防犯対策の見守りなども含めて、トイレの維持管理に何らかの形で関わっているのでしょうか。

【説明者】

今はやっていませんが、以前、地域の方に公園トイレの夜間の施錠をお願いしていたことがありました。車椅子の方が使えるような広めのトイレをつくると、ホームレスの方がそこに住みついてしまうことなどがありましたので、夜だけは閉めて、朝になったら開錠していただいていました。

今後も車椅子用のトイレは増えていくことになると思いますから、こういったことを含め、地域の方のご協力も必要になってくるかもしれないなと強く感じています。

【委員】

暑いから中でシャワーをやっているかもしれないですね。

【説明者】

そうです。特にオストメイト対応機能付きになると、そういう可能性は高くなります。

【部会長】

「清潔できれいなトイレづくりのための指針」にはそういったアイディアはないのでしょうか。これは修繕等に関するものだけなのですか。

住民との協働による管理の具体的方策までは盛り込んでいません。

【委員】

内部評価の「改革・改善の内容」の中で「利用者の要望が高い便器の洋式化」という記載がありますが、実際に23か所のうち何か所が洋式化されているのですか。

【説明者】

23 か所あるうち 10 か所は洋式のトイレがついています。車椅子の方などが利用できる便 房は必ず洋式便座になっています。それ以外に、要望によって洋式の便器に変えたという ところは 2 か所ぐらいあったと思います。ただし、広さは従前どおりでちょっと狭いので、 少し使いにくいとお感じになるかもしれません。

【委員】

LED化はどの程度進んでいますか。

【説明者】

改築をしているところは全てLED照明にしています。

公衆トイレですと、四村橋脇公衆便所という西落合にあるトイレが既にLED化されているほか、今後、太宗寺内の公衆トイレを建替えるときにLED化する予定です。

【委員】

ソーラー発電の設置状況はどのようになっていますか。

【説明者】

ソーラー発電については、樹木やビル等による日照が問題となりますが、現在のところ 公園トイレで 1 か所設置されています。今後、その状況等も勘案して可能性を探っていき たいと考えています。

【委員】

トイレの洋式化はできるだけ早くに達成してほしいと思います。

【委員】

私は全部を様式化はしてほしくないですね。両方あるといいと思います。そういった意見もあるのではないでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、以前実施した区政モニターアンケートの結果においても、公衆トイレや戸外のトイレについて、洋式と和式どちらが良いか調査したところ、和式がいいという方も3分の1以上ぐらいはいらっしゃいました。

ですから、結構悩ましいところなのですけど、1つしかつくれないときは絶対洋式にしなければいけないのですが、複数つくれるときは、なるべく両方が設置できるように考えています。

【部会長】

内部評価にもそういったお考えが記載されているとよかったですね。

【委員】

そうですね。全部洋式化しなければいけないと思ってしまいました。

【部会長】

トイレットペーパーの自動販売機などもお考えいただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。では、みどり公園課へのヒアリングは以上となります。 ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では次に430「ポイ捨て防止ときれいなまちづくり」について、生活環境課に対するヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

ではまず事業のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

まずは、区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。

まちづくりの基本目標の 1 つ「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別目標「1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策に「③ 良好な生活環境づくりの推進」があり、この基本施策に位置づけられている事業です。

この事業は「ごみゼロデー」など、まち美化清掃活動を区民、事業者等とともに実施するものです。新宿駅周辺など「美化推進重点地区」では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止、路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施するなど、区内の全域でごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うために展開しています。また、業務委託による繁華街清掃により、多数の来街者等により、ごみが散乱しやすい新宿駅及び高田馬場駅週辺の清掃を行うほか、不法投棄やポイ捨てをさせないための取組を行って、きれいなまちづくりを目指しています。

事業の目的は、きれいなまちづくりへの取組により、環境と調和するまちをつくり、未 来に引き継いでいくことです。

事業概要としては、ごみのポイ捨て防止の意識を広く啓発するとともに、新宿駅、高田 馬場駅周辺の美化推進重点地区における街頭キャンペーンやごみゼロデーなど、まち美化 活動を区民、事業者等と協働で実施し、きれいなまちづくりを目指しています。また、委 託業務による繁華街清掃も行っています。

事業の目標・指標としては「まち美化活動参加者」として、春のごみゼロデー及び秋の

ごみゼロデーの参加者数を、24 年度末実績の9,497 名から、29 年度末には1万人とすることを設定しています。なお、24 年度についても、対前年度比1,629 名増ということで、大幅に参加者が増えました。

事業経費としては 2,815 万 8,000 円で、対前年度比 635 万 2,000 円の増となっています。この内訳としては、消耗品の購入 185 万 5,000 円、条例周知用標識等の清掃、点検 52 万 9,000 円、繁華街清掃委託 2,561 万 2,000 円となっています。このうち、繁華街清掃委託が対前年比 933 万 9,000 円の増になっています。この理由としては、計画事業で行っていた歌舞伎町清掃委託との経費の配分を、第二次実行計画の策定に合わせて、実態に沿った形としたためです。そのため、ここで増えた分、歌舞伎町清掃の経費は減額となっています。次に、事業評価についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、ポイ捨て防止やきれいなまちづくりには、区 民や事業者が自宅や事業所周辺をみずから清掃し、まちの環境美化に努めていくことが大 切であり基本であること、ポイ捨て防止キャンペーンやまち美化活動を区民や事業者等と 協働で展開し、協働による対応が困難な繁華街清掃やポイ捨て防止の意識啓発について区 が実施していることから「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」については、ポイ捨て防止の意識啓発やまち美化活動は、継続して実施していくことが必要であること、一部の区民や事業者に偏ることなく、全ての区民、事業者、通勤者、通学者、来街者を対象とし、活動への参加と意識を進めていること、ごみゼロデーなどのイベントについては、東口、西口等のイベントだけでなく、各町会単位でも実施していただいて、区内全域の活動として広げていることなどから「適切」と評価しました。

「効果的効率的」については、ポイ捨てキャンペーンや道路清掃は、新宿駅広場などで区民や事業者、関係機関と区が協働で実施するため、来街者の啓発にもつながり効果的であること、業務委託による繁華街清掃は、休日や夜間を問わず多数の来街者が訪れて、ごみが散乱しやすい新宿駅、高田馬場周辺を清掃し、きれいなまちづくりをアピールすることでポイ捨てや不法投棄を防止するための効果があると考えていることなどから「適切」と評価しました。

「目的または評価の実績の評価」については、ポイ捨て防止キャンペーン及び清掃活動を、雨天による中止を除き 21 回実施したこと、参加人数も平成 18 年以降最多となり、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりを実現するための啓発に貢献したこと、美化重点地区、繁華街清掃委託の対象地域の清掃を、水曜日を除き継続的に実施したことなどから「適切」と評価しました。

24 年度の活動実績についてもう少し細かく説明しますと、ポイ捨て防止、路上喫煙禁止キャンペーン活動等については、23 回を予定していましたが、悪天候などにより中止した回もあったため、21 回の活動実績でした。繁華街清掃委託については、水曜日等を除き全日実施したため、308 日実施という活動実績でした。

事業の方向性は「継続」です。改革・改善の内容としては、啓発キャンペーンの参加団体は少しずつ増加していますが、さらに多くの区民や事業者等に参加していただけるよう呼びかけていきます。

また、以前よりきれいなまちになりましたが、新宿区は駅周辺を中心に終日多数の方が 訪れるため、放置すると再び散乱状態になるおそれがあるため、ポイ捨てがしにくい状況 を維持する必要があります。

それから、町会や様々な事業者の協力を得て、ポスターやステッカーを掲出する場所を 拡大し、より一層周知を徹底する必要があります。

類似・関連事業との連携・統合については積極的に行っています。

ポイ捨て防止キャンペーンは、地域の町会、商店街、東京都、警察署、関係事業者等と 区の関係部署が連携して実施し、相互の啓発効果を相乗的に高めています。今後とも関係 団体や機関と連携を強化していきます。

受益者負担については、まち美化を推進したことによる利益は特定の人々のためだけでないため対象外としています。

協働については、毎年地域の町会や商店街、東京都、警察署、関係事業者、新宿区が協働して散乱防止計画を策定し、実施しています。今後は、計画の実効性をさらに高めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

ごみゼロデーの参加者が 24 年度 9,497 人とのことですが、春と秋の割合はどのぐらいで したか。

【説明者】

春は4,278名で、秋は5,219名でした。

【委員】

24年度は大幅に参加者が増えたとのことですが、全体に増加傾向にあるのでしょうか。

【説明者】

天候等に影響される部分はありますが、基本的には増加傾向にります。

【部会長】

23年度から24年度にかけて急増したのは何が要因とお考えですか。

【説明者】

はっきりした要因は明確になっていませんが、啓発活動を地道にやってきた中で、周知 が進んできているところが大きいのではないかと考えています。

【委員】

ポイ捨てされているごみの種類などを調査したことはありますか。

【説明者】

かなり前になりますが調査したことがあります。私どもの感触としては、たばこの吸い 殻、ティッシュペーパー、飲料の容器、雨があった後などはビニール傘などが多くなって います。特に台風などの後だと、ビニール傘のボリュームがかなり大きくなります。

【委員】

それを踏まえた対策は何か考えていますか。例えば、ごみ箱を再び設置することも 1 つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。区民又は来街者の協力を得るということで、協働にもなるのではないかと思うのですが。

【説明者】

非常に悩ましい問題です。ほかの自治体とか駅にもごみ箱がなくなっている現状ですと、 ごみ箱を設置しても、みんなごみを持ち込んで放り込んでしまい、ごみ箱の周辺がごみの 山になってしまう実態があります。そういったなかで、ほぼ駅の構内もごみ箱がない状態 で、区がごみ箱を設置するというのは、非常に困難な状況であると考えています。

【委員】

このところ喫煙所が少なくなっている中で、たばこ屋が店の前にたばこの灰皿を置いていることがあります。これと同様に、例えば商店街の方たちにご協力をいただいて、そういう監視の目が行き届くようなところでは、ごみ箱を設置することも考えられると思います。清掃活動だけではきれいにするのも限度があると思います。

【説明者】

まず、たばこの吸い殻については、新宿駅だと東口、東南口、西口などに喫煙所を区が設けています。また「路上喫煙パトロール」という委託事業を実施しているのですが、その中で、喫煙所の場所がおわかりにならない方にそちらをご案内するようにしています。 今年3月に東口の喫煙所をかなり広くて立派なものにした結果、その周辺ではポイ捨て自体も減ってきていたり、路上で喫煙する方も非常に減っているなど、たばこについては徐々に改善されていると考えています。

一方で、いわゆる一般のごみ箱を置くことについては、住宅街にある一部の公園等では みどり土木部がごみ箱を設置しているようですが、現状では踏み切るのは難しいと考えて います。特に繁華街ではかなり難しいと思います。

【委員】

まち美化活動参加者にはどのような方が参加されていますか。学生の参加はありますか。 【説明者】

新宿駅や高田馬場駅のキャンペーンなどは学生もいらっしゃいますし、町会、商店街、 周辺企業の方など、かなり幅広い層の方にご参加いただいています。

【委員】

PRが行き渡っているのですね。

町会連合会や商店街の会合のときなどに説明をさせていただいていますし、商店街関係者の方もいろいろお誘いいただいたり、区のホームページ等も使ってPRしているので、 その成果もあってか、周辺の大企業も含めてご参加いただいています。

【委員】

高田馬場駅などを見ますと、この事業の成果もあって日中は本当にきれいになっている と思うのですが、やはり夜間にポイ捨てがされるようで、朝はひどい状況になっています。 新宿駅も同様だと思います。こんなに努力してやっていらっしゃるのに本当にもったいな いというか、非常に残念に思います。

【説明者】

私どもも、地元の方にはかなりマナーが定着してきていると考えているのですが、来街者に対してどのようにPRしていくのかは課題だと考えています。

【部会長】

他にはいかがですか。

では生活環境課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では次に429「測定調査」について、環境対策課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

ではまず事業のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いいたします。

最初に、区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。まちづくりの基本目標「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」の中に個別目標「1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」があります。これを実現するために基本施策「③ 良好な生活環境づくりの推進」があり、この中に位置づけられている事業です。

この事業は、大気汚染や自動車騒音、河川の水質調査など、広域的な汚染の状況を継続的に測定し、環境基準などに適合しているかを評価し、その結果を公害防止対策に活かすとともに、区民の皆様へ情報提供することで、身近な環境の安全・安心を守りながら良好な生活環境づくりを推進することが目的です。

測定調査は、測定の専門業者への委託により実施しています。測定の項目としては、大きく「大気汚染」「河川の水質汚濁」「自動車騒音振動」の3つです。

「大気汚染」の測定については、常時監視しているものと、期間を定めて行う調査の 2 種類があります。常時監視というのは、測定の機器を常設して測定するもので、一般の大気関係の測定局と自動車の排出ガスの測定局というものがあります。測定期間を定めた調査には区内の 4 か所の交差点の測定やダイオキシン類の調査、酸性雨の調査などがあります。「一般環境測定局」というものを、本庁舎、四谷、戸山と東京都所管ですが、新宿御苑の区内 4 か所に設置し、大気における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、オキシダント、非メタン炭化水素などが環境基準を達成しているかを測定し、それらの情報を区民に向けて公表しています。また、東京都の「自動車排出ガス測定局」というのが下落合にあります。そのほか、区内 4 か所の交差点でも特に自動車について、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等が発生していないかを調査測定しています。

それから、ダイオキシン類についても区内の 4 か所で年 4 回測定し、ダイオキシンの状況を調査しています。酸性雨も同じように調査をしています。また、光化学スモッグについて、東京都で発表している資料に基づき、学校や区民などに注意報や警報を発しています。

なお、環境に係る基準には「環境基準」と「規制基準」という大きく2つが使われます。 区が測定結果を評価する際に使用する「環境基準」というのは、健康に暮らすために維持 されることが望ましい基準として定められているものです。

「河川の水質汚濁」調査については、神田川及び妙正寺川の水質を調査しています。「神田川水系水質監視連絡協議会」というものを設けて、関係の7区で情報交換をしています。

「自動車騒音」については、常時監視を行っています。道路の自動車騒音を測定するもので、環境基準に適合しているかを調査しています。また、新宿区は、自動車の騒音と道路交通振動について、騒音規制法及び振動規制法による「指定地域」というものに指定されていまして、環境省令によって、自動車騒音等の許容限度が定められています。道路を定めて測定をし、あまりに道路周辺の騒音や振動が著しい場合、対策を取るよう、交通管理者や道路管理者に要請したり、意見を言うことができます。

なお、この事業は「大気質等測定調査」「ダイオキシン類調査」「環境監視測定システム の維持管理」の3つの予算事業で構成されています。

今後の事業の方針・方向性としては「継続」と考えています。環境の変化があった場合に迅速に対応するため、今後も環境測定を実施して測定結果を蓄積していきます。また、新しい課題が発生した際には、方法や回数等を見直していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

河川の測定について、セシウムの測定は行っているのでしょうか。

放射能測定については、大気については実施していますが、水質については常時測定は 行っていません。問題になったときにプールや河川で1回実施しました。

【委員】

測定についてはどのようなものなのでしょうか。

【説明者】

測定については基準、評価方法、測定手順等が定められていまして、それに基づき専門 業者に頼んで実施しています。

【委員】

河川の水質についてはどのような項目で調べているのですか。

【説明者】

生物化学的酸素要求量(BOD)という、微生物が水中の有機物を食べるときに必要な酸素の量に関する基準などを用いています。この値が高いと川が汚れているということになります。

【委員】

大京町でダイオキシンの問題が出たことがありましたが、それはもう解決しているので しょうか。

【説明者】

ダイオキシンの問題は、不完全な焼却などが影響していましたが、焼却行為が制限されましたので、新宿区では現在そういった問題は発生していません。

【委員】

それでも調査は続けているのですよね。

【説明者】

急な上昇があるかもしれませんので、調査は続けています。

【委員】

PM2.5への対応はどのようになっていますか。

【説明者】

PM2.5というのはものすごく小さいので、一般的な浮遊粒子状物質(SPM)の測定では難しく、測定には高価な測定機器が必要になります。そのため、本来は区でも測定したいのですが、現在のところ独自にやることは考えていません。国や東京都がこれに対応していますので、PM2.5が大量発生した場合には、東京都から情報をもらって速やかな対応をとりたいと考えています。

【部会長】

「新しい課題が発生した際には、方法や回数等を見直していきたい」とのことですが、 近年なにか見直したことがあれば教えてください。

【説明者】

公害というのは昭和 40 年代ぐらいまでが最も問題となっていましたが、基本的に発生する都度話題になるものなので、それを入れていくことになります。例えば牛込あたりは谷底のようになっているため、特に自動車の排ガスが問題になりましたので、測定の回数を増やしたり、もっと詳細な調査をかけるといったことがありました。そういうことはいろいろ実行しています。

【部会長】

近年で特に見直したことはありませんか。

【説明者】

近年は割と公害は落ち着いていますので特にありませんでした。PM2.5 についても、その成分分析については、話題になる前に平成21年ぐらいから実施しています。

【委員】

調査は機械でやっているのですか。

【説明者】

はい。機械ですね。

【委員】

調査地点についても、今後必要があれば増やしたりするのでしょうか。

【説明者】

そうですね。例えば酸性雨が今後また問題になった場合に、調査地点を増やすといった 対応は考えなければいけないと思います。ただ、現在のところはこのままで問題ないと考 えています。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では環境対策課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

経常事業のヒアリングは以上で終了となります。

次回からは計画事業のヒアリングを行っていくこととなりますので、引き続きよろしく お願いします。

では、本日は以上で閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>